

うきは市告示第39号

平成26年第4回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成26年8月27日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成26年9月4日（木）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

藤田 光彦君

伊藤 善康君

諫山 茂樹君

櫛川 正男君

大越 秀男君

三園三次郎君

高山 敏枝君

岩佐 達郎君

---

○9月8日に応招した議員

---

○9月9日に応招した議員

---

○9月24日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成26年 第4回 (定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成26年 9月 4日 (木曜日)

---

議事日程 (第1号)

平成26年 9月 4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程 (報告第6号から報告第8号まで3件、議案第50号から議案第74号まで25件、請願第1号から請願第3号まで3件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告 (総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第6号 平成25年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第7号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 報告第8号 専決処分の報告について (事故による損害賠償に関する専決処分)
- 日程第12 議案第51号 平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第13 議案第52号 平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第14 議案第53号 平成26年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第15 議案第54号 平成26年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 議案第55号 平成26年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第17 議案第56号 平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第18 議案第57号 平成26年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第19 議案第58号 平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第20 議案第59号 財産の貸付について
- 日程第21 議案第64号 うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第65号 うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 請願の委員会付託 (請願文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第6号から報告第8号まで3件、議案第50号から議案第74号まで25件、諸願第1号から諸願第3号まで3件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第6号 平成25年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第7号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 報告第8号 専決処分の報告について（事故による損害賠償に関する専決処分）
- 日程第12 議案第51号 平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第52号 平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第53号 平成26年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第54号 平成26年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第55号 平成26年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第56号 平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第57号 平成26年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第58号 平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第59号 財産の貸付について
- 日程第21 議案第64号 うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第65号 うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 請願の委員会付託（請願文書表）

---

出席議員（15名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鎗水 英一君 |
| 3番 熊懷 和明君 | 4番 中野 義信君 |

5番 佐藤 湛陽君  
7番 江藤 芳光君  
9番 伊藤 善康君  
11番 櫛川 正男君  
13番 三園三次郎君  
15番 岩佐 達郎君  
6番 上野 恭子君  
8番 藤田 光彦君  
10番 諫山 茂樹君  
12番 大越 秀男君  
14番 高山 敏枝君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君                      記録係長 浦 聖子君  
記録係 宮崎 恵君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
監査委員事務局長	段野 弘美君	保健課長	金子 好治君
福祉事務所長	後藤 一善君	住環境建設課長	江藤 武紀君
災害対策推進室長	高瀬 智君	農林・商工観光課長	野鶴 修君
学校教育課長	秦 克之君	浮羽市民課長	篠原 武英君
自動車学校長	中嶋 吾郎君	総務法制係長	大石 恵二君
財政係長	高瀬 将嗣君		

---

午前9時00分開会

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） これから平成26年第4回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に5番、佐藤湛陽議員、6番、上野恭子議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は本日9月4日から9月24日までの21日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日9月4日から9月24日までの21日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しています、諸般の報告文書をごらんください。

7月14日、JR久大本線活性化促進協議会通常総会が開催されました。

以下、各総会等が開催されましたので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。平成26年第4回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には市政運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本9月定例会は、条例の制定、改正や補正予算、平成25年度決算の認定などに関して御審議をお願いするわけではありますが、それに先立ちまして、本日までの行政報告をさせていただきます。

7月1日には、地域おこし協力隊の3名が着任いたしました。これから、うきはブランド推進隊として、地域おこし活動の支援やブランド推進などの業務に従事いたします。また、10月

1日には、最後の1名の着任が決定したところであります。

7月4日から7日には、友好都市である枝幸町との交流事業として枝幸町を訪問し、まちづくりの視察を行うとともに、枝幸町の皆さんと交流を深めてきました。また、枝幸かにまつりにおいて、うきは市の特産品コーナーを設け、大いに市の特産物のPRを行いました。民話、さるカニ合戦にちなんで始まる交流も、友好都市締結後5周年、旧浮羽町からの交流では19年目を迎え、人的交流や物的交流が深まっております。

九州北部豪雨から2年目となる7月14日には、つづら棚田におきまして、市内の小学生58名が、豪雨の経験や記憶を風化させまいとヤマモミジの苗木を植樹し、地域の復興と防災を祈念しました。

7月22日には、災害時に迅速な安否確認などが可能となるよう、NTT西日本福岡支店との間に災害時の特設公衆電話の設置、利用に関する協定を締結し、7月25日には、地図製作会社ゼンリンと、スムーズな救援物資の配布やボランティア活動に同社の地図情報を生かすため、災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結いたしました。

7月27日には、うきは、八女市を結ぶ合瀬耳納トンネルの本体工事の安全祈願祭に合わせて起工式を実施いたしました。トンネルは全長約2.6キロメートルで、開通により、峠を越えるまでの距離が約6キロメートル短くなり、通行時間も約13分短縮される見込みとなります。平成28年にトンネル貫通を予定しております。

8月11日には、うきは木材チップ活用社会実験協議会が発足いたしました。うきは市と国土交通省が連携し、間伐材などからつくった木材チップが雑草の生育防止に役立つかを確かめます。防草作業の費用低減や木材チップ活用による森林の保全効果を期待しているところであります。

8月22日には、NHK夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会が吉井体育センターにて開催されました。雨にもかかわらず、800名を超える市民の皆様の参加により、無事ラジオ体操を終了することができました。また、議員の皆様にも多数御参加いただき、ありがとうございました。

8月30日には、うきは市民大学の子ども未来学部体験学習の集大成の場として、昨年につき、子ども議会を開催いたしました。子供ならではの新しいアイデアが次々と提案され、今後のうきは市を担う子供たちの頼もしい姿を見ることができました。また、議員の皆様にも多数の御参加をいただき、ありがとうございました。

8月31日には、市民ホールにおきまして、上水道整備の必要性をテーマに市民シンポジウムを開催し、行政、議会、市民等の代表者8人をパネリストに迎え、意見交換を行いました。当日は約400名の方に御参加をいただき、多くの市民の皆様に対して、うきは市の上水道整備の必要性について説明をさせていただいたところであります。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第6号から報告第8号までの3件、議案第50号から議案第74号までの25件、請願第1号から請願第3号までの3件、以上を上程します。

---

#### 日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成26年第4回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多忙中にもかかわらずお集まりをいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年の梅雨明けは7月21日と、平年より2日、昨年に比べ13日遅い状況であり、7月中は暑い真夏の日々が続きました。しかし、8月に入ってからは一変して雨の日が多く不安定な天候となり、梅雨に逆戻りしたような状況となっております。このような中、豪雨による災害が懸念されたところでありますが、幸いなことに、うきは市においては、大きな被害を受けることなく、これまで推移しております。また、7月から8月にかけては、二度にわたる台風の接近がありましたが、進路が大きくそれのおかげで、それについても大きな被害を避けることができました。しかしながら、テレビ、新聞などで報道されているとおり、全国至るところで豪雨による災害が発生しており、特に広島市においては、土石流により多くの人命が失われるといった痛ましい被害の発生を見ております。被災された皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

広島市での土石流による被害は住宅地開発等にかかわる問題点が指摘されておりますが、豪雨は全国のどこにでも発生する状況であり、うきは市も例外ではありません。歴史をさかのぼれば、うきは市でも、過去に山汐と呼ばれる土石流災害の発生が記録されており、十分な注意が必要な状況です。このようなことから、市内のそれぞれの地域の特性を正確に把握し、これまで以上に防災対策を図り、市民の皆様が安心・安全に生活できる環境整備を行っていくことが重要と考えております。

なお、本市の喫緊の課題であります一昨年の九州北部豪雨に伴う災害復旧の進捗状況であります。国の査定を受けたものについて、発注ベースでは、以前にもお伝えしているとおり、本年3月末時点で100%完了となっております。また、完成ベースの進捗では、8月31日現在

69.9%で、ほぼ7割となっております。さらに市単独事業による災害復旧分についても、おおむね7割程度の進捗状況となっており、引き続き早期の完成を目指し、鋭意事業を進めているところでございます。

一方で、長雨は農作物への影響も懸念されるところであります。現在、出荷の最盛期を迎えている、うきは市特産のフルーツについても、品質を維持していくことが例年以上に厳しい状況であると伺っております。また今後、収穫を迎える米についても、作柄に影響が出ないか心配なところであります。これから10月、11月にかけては、市内の行事が立て込んでくる時期となります。議員の皆様におかれましては、公私ともに多忙な状況になるかと思いますが、活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は条例案件6件、予算案件9件、決算案件9件、報告3件、その他の案件1件となっております。

報告第6号は、平成25年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告をするものでございます。

報告第7号は、うきはの里株式会社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況について報告をするものでございます。

報告第8号は、専決処分の報告についてであります。

さきに専決処分事項として指定を受けておりました1件50万円以下の損害賠償の額を決定したことを、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案第50号から議案第58号までは、平成26年度補正予算についてであります。

なお、国民健康保険事業特別会計以下の特別会計につきましては、前年度からの繰越金の補正に伴うものが主な内容となっております。

議案第50号は、平成26年度うきは市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,259万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億7,840万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税1億9,029万5,000円、使用料2,474万3,000円、国庫負担金1,091万6,000円、国庫補助金4,490万円、県補助金3,364万9,000円、繰越金3億9,212万9,000円、市債2,864万円の増額補正と、基金繰入金2億5,000万円の減額補正を計上しております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費2億5,393万3,000円、民生費では社会福祉



費 1,091万6,000円、農林水産業費では農業費7,544万3,000円及び林業費1,700万円、教育費では社会教育費5,200万円、諸支出金では特別会計繰出金1,900万円、予備費4,345万9,000円の増額補正を計上しております。

議案第51号は、平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ903万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,030万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、繰越金803万6,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、予備費768万6,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第52号は、平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,764万1,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金5万円の増額補正を計上しております。

歳出は、繰出金5万円の増額補正を計上しております。

議案第53号は、平成26年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,257万円とするものでございます。

歳入は、繰越金43万6,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費43万6,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第54号は、平成26年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,598万7,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金361万7,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費361万7,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第55号は、平成26年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,729万6,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金24万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費24万円の増額補正を計上いたしております。

議案第56号は、平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ382万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,819万円とするものでございます。

歳入の主なものは、他会計繰入金1,900万円の増額補正と、繰越金1,984万8,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、公共下水道建設費の管渠工事費315万円の減額補正を計上いたしております。

議案第57号は、平成26年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,901万8,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金25万5,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費25万5,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第58号は、平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,773万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、基金繰入金60万円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費87万3,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第59号は、財産の貸付についてであります。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、旧自動車学校跡地の一部に係る財産の貸し付けについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第60号は、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

議案第61号は、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

議案第62号は、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

議案第63号は、うきは市地下水の保全に関する条例の制定についてであります。

地下水の採取に関し必要な事項を定めることにより地下水を保全し、市民の健康で文化的な生活に寄与するため、地下水の保全に関する条例を制定するものでございます。

議案第64号は、うきは市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

軽自動車税のうち、改正を保留しておりました小型特殊自動車に係る税額を改正するものでございます。

議案第65号は、うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第66号から議案第74号までの9議案につきましては、平成25年度の一般会計及び8つの特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、提案の理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に担当課長より説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

---

## 日程第6. 委員会調査報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続審査申し出があつておりましたので、その調査報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題になっております、閉会中にお

ける委員会の活動報告を申し上げたいと思います。

平成26年第3回うきは市議会定例会において、閉会中における継続調査申し出の所管事務調査を実施しましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告をいたします。皆さんのお手元に資料が配付されて、報告書が配付されておりますので、要点のみ申し上げたいと思います。

今回の調査のテーマといたしましては2点、緊急雇用創出事業（起業支援型）現況調査、それから山村振興事業等の調査、この2つについて行っております。

まず、1点目の緊急雇用創出事業現況調査についてでございます。

今年7月23日に市役所3階の大会議室におきまして、出席者として総務産業常任委員が8名、それから受託事業者10社、全社出席でございます、16人の出席をいただいております。それから企画課のほうで課長、担当係長、それから議会事務局、局長、所管係長2人、計28名の出席で行っております。

まず、この事業の趣旨でございますが、この事業は平成24年度後半において、全国の雇用情勢が依然として厳しい状況を踏まえ、政府は平成25年1月15日、日本経済再生に向けた緊急経済対策を閣議決定し、緊急雇用創出事業の拡充を図るための措置として、厚生労働省は起業支援型創造事業、予算規模1,000億円を創設いたしております。この事業創設によりまして、県に交付された基金の中から、うきは市は1億1,000万円の配分を受け、企画課を所管として、市内10社と委託契約を締結いたしております。

この事業の該当要件でございますが、3点ございます。

1点目は、実施期間は平成25年度末まで、なお、中途の事業開始は平成26年度末まで可能。

2点目、事業受託は、県内で起業後10年以内の企業及びNPO。

3点目、雇用期間は1年以内となっております。

末尾に別表で、受託事業者の一覧表を最後から2ページのほうに別紙で掲げております。ちょっとごらんいただきたいと思うんですが、別紙でございます。平成25年度緊急雇用創出事業（起業支援型）、今年3月31日現在で10社でございます。ここで皆さんに開示できない部分を取り除いておりますけども、事業名、事業内容、それから事業の実施期間、一番右側に雇用者数を掲げさせていただいております。そして最後に契約金額の総額が11億20万7,958円の契約額となっております。後でごらんいただければと思います。じゃあ、もとに戻ります。

次に、報告会の概要でございますが、企画課との調整により、あらかじめ依頼しておりました各企業の事業内容を示す資料を全参加者からいただいて配付いたしまして、パワーポイントを活用するなど、10社における事業の概要及び雇用の状況について報告をいただきました。この発表は、ただいまの別表の順序で1社5分以内を目安として、その都度、委員が質疑等を行ってお

ります。

主な質疑等を要点のみ申し上げます。

まず1点は、この雇用期間が1年で——緊急雇用ですから終わりますけども、その後の雇用を続けていくのかどうかというお尋ねが複数あっております。

次に、今まで呉服店を経営しながら、訪問マッサージなどの業種をがらっと変えてやってきたという、このいきさつあたりを、どういうことかというお尋ねもあっております。

それから、例えば6次産業のアイスクリーム製造販売事業でございますけれども、これは夏だけの雇用となるということで、冬場あたりの雇用はどうなるのかという質疑等も行われております。

それから、次のページに行きまして、道の駅で飲食店舗を借りている業者であります。この件については、この田舎で40万円、年間480万円払っているが、テナントに入るときは下げてやると言っておりましたけども、5年もたつが何も言ってくれないとか、そういうことの発言もあっております。

それから、ある企業は4名を雇用いたしておりますが、全員が退職した例もございます。この点についての回答としては、うきはの方を地元ということで採用いたしましたけども、結果的に、うきはになれ親しみ過ぎて、うきはのよさがわからなくなっているということに気づいたということでございまして、そういう結果で辞職をされたということですけども、そういうような課題も出てきておるところであります。

最後に、先ほどありました契約年次が切れても雇用継続したいという方を10社にお尋ねをオープンでいたしましたところ、全社、今後継続してやっていくというようなお話でもございました。

以上が主な質疑になりますけども、最後に所見として申し上げます。

それぞれから提出された資料をもとに、食、情報教育、森林木材の普及、うきはの情報発信、高齢者福祉事業、さらには陶芸による芸術文化の振興など、さまざまな事業における雇用の状況が紹介をいただきました。特に感じましたのが、生き抜くための事業着眼と、その実行力にあるというふうに感じました。かつて栄えた事業の衰退を機に、全く異なった事業に挑戦する発想と決断もその1つで、民活に学ぶ貴重な報告だったというふうに思っております。その視点から、農商工観光連携、ブランド推進など、うきは市が取り組む振興事業との関連もあり、今後、官民一体となった総合的な展開によって新たな展開が期待できるのではないだろうかと思っております。

ただ、この事業は1年間の限定事業であり、「期限が切れても雇用を継続するか」と——先ほど申し上げましたけれども、これをただしたことに対して、全社が継続の意思を明確にいたしました。しかしながら報道のとおり、期限とともに事業撤退や解雇が懸念されるなど、補助金目

当ての一過的な事業であることも認識しておく必要があるというふうに思っております。

報道のとおり、来年度の概算要求——きのう新しい内閣が発表されましたけども、政府は地方創生に向けて動き出します。今回の報告による取り組みは、いずれも衰退する地方の実情を踏まえ、地域おこしや高齢者福祉等を主眼とした事業展開を図っております。これらの事業が、政府の一時的な政策に頼るだけではなく、市民に潜在する創造性や実行能力などを、うきは市がうきは創造の核となって実践起爆の誘因となす取り組みに期待をいたしたいというふうで結ばせてまいりたいと思います。

次に、2点目が山村振興事業の調査であります。最近、うきは市が特にメディア等にも注目を浴びまして、うきは市のテレビ放映等は相当取り上げられております。これも市長を初めとする、いろんな努力の結果だろうというふうに思いますが、この山村事業調査について報告をいたします。

8月7日に新川・田籠の四季の舎ながいわのほうで、この調査の意見交換会を行っております。出席者は、議長が公務出張のために欠席されておりますが、委員7名、それから都市と山村交流プロジェクト——いわゆるうきプロから3名、新川・田籠の自治協議会、コミュニティ支援本部、それから、役所のほうからそれぞれの担当がお見えいただいて、合計29名の出席をいただいております。

まず、調査の概要でございますが、まずは伝建保存地区の現況調査を行っております。バスで伝建地区——本村から注連原間であります、所管である文化財保護係長の説明を受けながら、主要建築物、地区の現地調査を行いました。

まず、調査目的の1つである過疎地域等自立活性化推進事業——これ、総務省でございますが、山村振興係が着手する空き家対策事業——栗木野地区であります、この対象の家屋を外から見させていただきました。

伝統的建造物では、姫治小学校東側のカヤぶき屋根の修復を終えたIターン定住者の住居、分田地区の野上邸——きのうテレビでやっておりました、重要文化財である日森園の平川邸ほか、隈上川と幹線道路に平行して連なる伝統家屋群の風景を車中から調査いたしました。

また、伝建保存指定の主因とされる棚田のかんがいシステムである井手——水を、かんがい用水を引き入れる水路のことでありますが、の構造には、田を潤す先人の巧みな知恵がより伝建地区の風情を醸し出し、うきはの魅力を印象づけております。

田籠地区では、当時として特殊な建築技法による旧平川製材所の保存計画、さらに一昨年豪雨災害で甚大な被害を受けた注連原の田辺邸再建の進捗状況及び再建後の管理及び活用についての説明を所管のほうから受けたところであります。

これが調査の概要であります。

その後、四季の舎ながいわのほうに移りまして、意見交換会を行ったところであります。

まず、3つにそれぞれ担当をいただきまして、区分をいたしておりまして、1点目は、現在山村振興基金を活用している事業の紹介がございました。

まず1点は、農産物の栽培、販売、それから集落営農等の組織化、3点目は、都市との交流促進、農家民泊事業、それから冷蔵機能搭載軽自動車の配備、こういうものが事業の基金をもって行われております。さらに地域における主な取り組みの事業であります。棚田 in うきは彼岸花めぐり、ばさら祭もこの時期に入っております。それから、つづら棚田を守る会、つづら棚田オーナー制度、最後に民泊体験事業が行われております。

次に、うきは市における山村振興事業は、先ほども調査でバスの中から見えてきました伝建地区、それから森林セラピーが代表的であります。特に昨年11月から取り組んでおりますうきは市都市と山村交流プロジェクト——通称うきプロと申し上げております。新川・田籠地区を初め、小塩、妹川の山村地域は、過疎化による深刻な少子高齢化、限界集落の出現など衰退の一途をたどっております。しかし、その反面、新川・田籠地区では、伝統建造物群、森林セラピー、つづら棚田などの自然環境に恵まれた生活空間、地域特有の産業文化はまさに宝の山でありまして、過疎地域自立促進特別措置法や山村振興法など、国が推進する施策を活用しながら、地域の活性化と都市の交流拠点として取り組んでいく必要があるということでもあります。

このプロジェクトは、高木市長が提唱する「元気と幸せを！つながろううきは」をキーワードとして、昨年11月に発足いたしました。この組織については、一番最後のページに組織図を掲げさせていただいておりますので、ちょっとごらんいただきたいと思います。

これが、うきプロの組織構成図であります。これは、うきプロと、まずは新川・田籠自治コミュニティと相互連携、それから、なおかつ企業との連携、今、うきは市のほうが7社ですか、8社ですか、協定を結んでおります。そういうところも当然ながら連携を結んで、この組織については、新川・田籠の代表者の米川さんという方が会長でございまして、この組織の下に地域活性化部会、それから調査・研究部会——いわゆるラボ研究機関という意味ですが、事業推進部会、この3つがそれぞれの活動を具体的になすと。そして下のほうに、うきは市のそれぞれに関係する所管課が、この支援に当たるという望ましい構成図になって現に活動中であります。戻させていただきます。

この中で意見交換を実施いたしております。主な点のみ申し上げます。

1点は、棚田オーナー制度の取り組みについて、これの継続について、今後どうあるべきかというお尋ねがっております。

それから同時に、棚田の管理はキャリア経験がないとできないと。そのためにも技術の継承が必要であるというふうなお尋ねと意見を交わしたところであります。

それから、市のほうから田籠民宿馬場で別の棚田オーナー制度を検討中であるという報告を受けております。

次に、出荷組合の経営状況であります。これは民宿馬場のほうを拠点として活動いただいております。この方のそのまま生の声をお伝えします。この前、放送されたテレビを見てもらったらわかると思うと。災害でみんなの元気がなくなり、荒廃地がふえたことで年配の人たちの生きがいをつくるにはどうするかということと考えたと。自分で品物を出せない人のために車を買って集出荷をしたらどうかというふうを考えまして、先ほど言いました冷蔵車というふうにつながっていくわけであります。こういう取り組みの結果、人数は少ないが、おば様たちが喜んでくれるという、非常に楽しみに変わってきたという報告であります。また、民宿のほうでは弁当がかなり出るようになったと。それも兼ねて高齢者で持っていくということで活用しているということで、今まででは一番いい方向になっているという、ありがたい報告をいただいております。

次に、空き家事業の対策であります。これは、とりもなおさず今、空き家対策が筑後版では八女、それから大刀洗等が代執行の規制をかけるような条例に取り組んでいるようであります。

最後に子供ですけれども、今、姫治小学校で見ると16人です。そのうちの6年生が5人です。引きますと11人、山村留学生が2人、あと9名、じゃあ、その9名がどういうことかということ、住宅に入っている方で地元には子供がいないということであります。こういうやりとりをやったところであります。

最後に、この後の課題等について提言をいたしております。

1点目は、四季の舎ながいわの再生。例えば、都市と農村交流との滞在型の拠点、宿泊施設にというふうな考え方はどうかということで、検討の余地があるのではないかと提言しております。

それから2点目は、長崎県松浦市を参考にした都市と山村交流、体験民宿事業の推進、それから高齢化による農業従事者の技術的なものを継承するための保全への取り組み、この3点を課題として挙げさせていただいております。

最後に所見ですけれども、今回の調査で、改めてうきはの宝と、その魅力を体感いたしました。この新川・田籠地区にとどまらず、小塩、妹川の扇状に広がる3つの谷は、古来それぞれに自然と生活が織りなす景観と文化的資源は、まさに宝庫と言えます。山村振興への取り組みは、うきは振興の縮図でもあり、そのキーワードと考えます。今、都市圏では回帰志向に目覚める世論が高いと言われております。都市と山村交流は自然や農業、さらに教育への関心が高まる中で、市を挙げて取り組む喫緊の課題だと考えております。今回の調査で、何より地元住民と市が一体となった取り組みこそ意義は大きく、特に市長が提唱する横軸がこの事業に実践されている点にその評価があります。今後、国の政策を活用しながらも、これら貴重な資源を生かした、うきは独



自の政策実行に、「うきは」ブランド発信の拠点になすことを期待いたしまして報告を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。お疲れさまでした。

以上で総務産業常任委員会からの調査報告を終わります。

次に、12番、大越厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） さきの平成26年第3回うきは市議会の定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行いました。市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

調査月日は、平成26年7月9日水曜日であります。場所につきましては第2委員会室で、調査事項は、うきは市社会福祉協議会及びシルバー人材センターの事業についての調査をいたしました。

まず、調査の目的といたしましては、この4月にこの議会も新しい顔ぶれに変わりました。議員の勉強も兼ねた調査というふうに位置づけて行ったところであります。

シルバー人材センターの事業について、坂本理事長、名島常務理事、秦事務局長より、その事業についての説明を受けたところであります。

まず、基本理念というのは、高年齢者等の雇用の安定に関する法律第68号に基づき、自主・自立・共働・共助を基本理念のもとにシルバー人材センターは運営されております。その業態としては、請負、委任の形式で行う公益法人であります。その結果、一般労働派遣事業とは違い、これは届け出のみで行える事業であります。

概況といたしましては、過去の経緯が、平成10年10月21日に、最初は浮羽郡シルバー人材センターとして設立されております。その後、田主丸町が久留米市と合併したことにより、現在のうきは市単独のシルバー人材センターとなっております。

25年度の事業につきましては、契約件数が1,967件、契約金額1億16万8,264円となっております。その内訳としまして、公共関係の契約金額が3,385万6,964円、民間が6,631万1,300円となっております。

会員の構成としましては、男性が174名、女性が98名、平均年齢でいきますと、大体70.5歳ぐらいとなっております。それぞれに最高年齢は、男で84歳、女性で81歳という

方もおられます。

うきは市は企業関係が非常に少ないという、民間企業が少ないということで、シルバー人材センターの受託事業というのが非常に限られている、少ないということでもあります。今後の課題としては、やっぱり新規事業の開拓をどうしてもやらなければならないということで、現在では、福岡県がやっております「70歳現役社会」づくりという、その一環である、ふくおか子育てマイスターという事業に取り組み、現在、託児ルームをやろうということで準備中だというお話をお伺いしました。

このシルバー人材事業がどういうふうに、いわゆる高齢者の生きがいにつながっているのかということで、その一面を医療費の削減という観点で見えますと、大体これ、157名の回答になっておりますけれども、全く使っていないという方が12名、平均で4万1,782円、これを県との比較にしますとかなり安いと。それから一番安いのは、70歳代の女性で2万6,181円ということでありました。

去年の4月1日から公益法人改革というのが行われておりますけれども、シルバー人材センターは公益法人という認定を受けております。その結果、毎年毎年その認定に該当するのかわからないのかという、毎年毎年その手続が非常に煩雑になっているということでありました。その結果、職員にもかなりの負担がかかっている。できれば職員をふやしたいんだという話も伺ったところでもあります。このことは後で説明もいたしますが、公益法人になったことで、基本的には、この事業はボランティアでやるというのが公益法人の考え方であります。その結果、役員研修の費用等が全く出なくなったというようなデメリットも生じているということでもございました。

それから、会員の募集あるいは拡大については、3ページの上のほうになりますけれども、シルバー人材というのは、働く時間あるいはやれる仕事の範囲というのが制限されております。結果、やっぱり生活のために仕事をしたいという方がどうしても入ってこれない。入っても、月のうちわずかししか働けないと。だから、やっぱりシルバーではだめだというような現実があるという悩みを聞いております。月に十日、月に80時間というのが限度となっております。それから土木建設作業、あるいは危険を伴う機械類の操作や高所作業などはできないというのが、このシルバー人材センターの仕事の制限であります。

事業の実績と今後の方向性につきましては、藤波ダム公園にオリーブを植栽したんだけど、26年度は市からの補助がなかったため、連年の事業とはならなかったと。本年度も申請する予定であるということでもございました。しかし、なかなかこのオリーブ植栽というのもまだまだその事業、それから収益に関しては不透明な部分がありますので、さらに新しい事業の開拓が必要であるというお話でもございました。

先ほども申し述べましたけれども、女性グループによる託児ルームを準備中であるということ

でありましたので、現在は——ちょっと最終的に確認いたしておりませんが、チラシを乳児健診の会場あるいは豊田小児科、市立図書館などに置くように計画しているということでありました。

以前行いました焼酎をつくるための芋の栽培でありますけれども、中島畑でつくったところ、やはり小動物、特にイノシシ等にやられ、結局その目的を達することができなかったということでもあります。そして、ネットを張ればいいというわけにはいかず、その経費が非常にかかるということで、現在はこの芋の栽培も中断されている状態であるということでもあります。

野菜の水耕栽培等の予定についても、中古のハウス等がなかなか見つからないということで、まだ手つかずのままであるという報告を受けました。

役員研修等については、先ほども申しあげましたように、なかなか旅費が出ないと。公益法人になって、ボランティアが基本ということで、旅費が出ないということで、なかなか研修も厳しくなっているという報告を受けております。

次のページ、4ページですけれども、特にうきは市は民間企業が少ないということで、このシルバー人材センターの仕事はどうしても公の公共契約に頼る比率が高くて、その辺が事業を伸ばしていくことのネックになっているということでありました。こういった面からも、うきは市のやはり企業誘致は喫緊の課題だなということを実感したところでもあります。

続きまして、社会福祉協議会——社協の事業について調査をいたしました。

社会福祉協議会というのは、法律で住民の福祉を総合的に支えるための地域福祉活動や介護保険サービス、障害者福祉サービス、障害者の就労支援事業、葬祭など、多様な福祉サービスを行っている社会福祉法人であります。この経費につきましては、会費、共同募金配分金、寄附金などが主な財源となっているために、社協活動の理解、浸透を図ることが第一と考え、住民との対話の機会として福祉座談会を開催しておられます。平成25年度は20回ほど開催されたようであります。

特に生活困窮者支援への先駆的、試行的取り組みとして、内職シェアステーションcococonne——こここんねと読みますけれども、これを独自に開始しております。結果的に2人が就労につながったということでもあります。この2人というのは見るからに少ないような気がいたしますが、やはり生活困窮者のそういった支援で、結果的に2人という数字が就労につながっていることは、非常に私たちとしては大きな効果があったのではないかなというふうに解釈しております。

それから葬祭事業については、年々家族葬というのがふえ続けてきております。うきは斎場別館がことしの2月にオープンし、駐車場の拡張と合わせて利用料金は低額に抑え、結果的に利用件数が123件あったということでもあります。今後さらにこの家族葬というのはふえていくのではないかなということで、さらなるうきは斎場の利用の促進が求められるところでもあります。

それから質疑応答ですけれども、特に宅配弁当に汁物が欲しいという希望等もあるそうでありますが、今のところ、なかなか汁物は、宅配の過程で汁がこぼれるということで密閉容器が必要、そういった理由でなかなか対応できていないということでありました。

不登校、引きこもりの傾向、それから今後の見通しについては、不登校引きこもりについては年々ふえてきておるということで、今後さらに市としても、あるいは学校としても大きな課題になってくるのではないかなということでありました。

それから、最後の締めくくりになります。福祉委員が1年や2年という短期間で交代している現状があります。社協としては、もう少し長く継続してもらいたいということでありました。さらに、今後、確実に進む高齢化と複雑化する社会への対応には、社協のみならず、市としても今後の大きな課題になると予想されるために、福祉施策の、より一層の充実が求められるということで、この報告を締めさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。お疲れさまでした。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告は終わります。

---

## 日程第7. 決算特別委員会の設置について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第7、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。平成25年度うきは市一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算の審査を行うため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。決算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決しました。

決算特別委員会の委員長に14番、高山敏枝議員、副委員長に13番、三園三次郎議員を指名

して決定します。

---

### 日程第8. 決算特別委員会への議案審査付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第8、決算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第66号平成25年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第74号平成25年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を決算特別委員会へ審査付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号から議案第74号までの9件を決算特別委員会へ審査付託することに決しました。

---

### 日程第9. 報告第6号

○議長（岩佐 達郎君） 平成25年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 議案書のほうと、それから別にお配りしています平成25年度財政健全化判断比率算定資料というのを御準備いただきたいと思います。

議案書の1ページのほうは省略させていただきまして、2ページ以降について説明させていただきます。

このことにつきましては、2006年に北海道夕張市の財政破綻が発覚したことを機に、翌年、自治体財政健全化法が交付されまして、都道府県、市町村に実質赤字、連結実質赤字、実質公債費、将来負担の4つと、公営企業会計に係る資金不足比率を毎年公表するということが義務づけられたわけでございます。比率が一定の基準を超えますと、財政健全化計画を策定して国・県への報告が必要になり、総務大臣の許可がなければ地方債が発行できないといったペナルティーが課せられることになっております。

その指標とされておりますのが、1つは健全化判断比率、それからもう一つが財政判断比率で、最初の健全化判断比率につきましては、議案書のほうの2ページをごらんいただきたいと思えます。健全化判断比率の状況、この区分でいきますと、実質赤字比率から将来負担比率まで、そのいずれかが早期健全化基準以上になった場合に財政健全化計画の策定が求められます。

また、2つ目の再生判断比率につきましては、実質赤字比率から実質公債費比率までのいずれかが財政再生基準以上になった場合に、財政再生計画を定めなければならないということになっております。本市におきましては、いずれの指標につきましても基準未満ということになってお

ります。

詳細につきましては、別冊のほうの財政健全化判断比率算定資料のほうをごらんいただきたいと思えます。

その資料の1ページ、実質赤字比率でございますが、普通会計、いわゆるここに挙げております一般会計、住宅新築資金等特別会計、自動車学校特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率を見るものでございます。

早期健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条によりまして、市町村については、財政規模に応じて11.25から15%の間で定められており、本市の場合、そこに示された算式によりまして13.49%になります。財政再生基準については、施行令第8条により20%というふうに定められております。本市におきましては、いずれの会計も実質収支は黒字でございますので、議案書2ページの比率のところはハイフンで表示をしておるところでございます。

次に、説明資料2ページのほうをお願いいたします。

連結実質赤字比率ですが、一般会計から特別会計までの連結ベースによる実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すものでございます。施行令第7条の規定によりまして、早期健全化基準は、実質赤字比率に5%を加算した18.49%となります。財政再生基準は、施行令第8条により30%と定められておりますが、本市の場合は、いずれの会計においても実質収支は黒字となっておりますので、議案書のほうの2ページの比率はハイフンで表示しておるところでございます。

説明資料の3ページでございますが、実質公債費比率について、計算式は上段のほうに記載をしているとおりでございますが、簡単に申し上げますと、一般会計や特別会計が実質的に負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率をあらわすものでございます。具体的な計算方法については次ページに記載をしているとおりで、中段右側の10.7%というのがその比率になります。議案書のほうをごらんいただきまして、議案書の2ページの、うきは市比率の欄に計上しております早期健全化基準については施行令第7条、財政再生基準については同8条の規定により、それぞれ25%と35%と定められておるところでございます。

説明資料のほうに戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

将来負担比率の計算式については上段に記載しておるにおりでございますが、一般会計や特別会計に加え、一部事務組合等も含めて、市が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわすものでございます。早期健全化基準は施行令第7条で350%と定められております。具体的な数値等は、中段の将来負担から次ページ以降に記載しておりますが、比率としては、7ページのほうの一番下のところの右端に記載しておりますように、21.1%がうきは市の将

来負担比率となり、議案書のほうの2ページに記載しております、うきは市比率の数字ということになります。

議案書のほうの3ページをお願いいたしたいと思います。公営企業会計に係る資金不足比率（平成25年度分）でございますが、公営企業の健全化に関しては、事業規模に対する資金不足額の割合である資金不足比率を適用することになっておりまして、その状況を報告するものでございます。

資金の不足額は、一般会計等の実質赤字に相当するもので公営企業ごとに算出されます。下水道事業特別会計を例に説明をいたしますと、表中の歳出額（1）に平成25年度の公営企業決算状況調査の歳出決算額12億4,975万5,000円が計上されます。

算入地方債（2）、これは退職手当債等が該当しますが、本市では該当する起債を発行しておりませんので数値は計上されません。

歳入額（3）は、歳出額（1）同様、平成25年度の公営企業決算状況調査の歳出決算額12億4,990万7,000円が計上されます。

繰越明許費繰越額（4）、これにつきましては、翌年度に繰り越すべき財源を計上するものでございますが、平成25年度は該当するものがないので計上されておられません。

資金不足額・剰余額（5）、これは計算式のとおり、歳出額に算入地方債を加えたものから、歳入額より繰越明許費繰越額を差し引いて得た数値を控除して算出をされます。本市の場合は（2）と（4）がございませんので、結果として、剰余金マイナス15万2,000円がそのまま計上されております。

次に、事業の規模（6）でございますが、営業収益に相当する収入の額から、受託工事収益に相当する収入の額を控除した数値が計上されます。下水道事業特別会計では、使用料等の3億1,688万5,000円が計上されます。このことから資金不足は生じないため、資金不足比率欄はハイフンで表示しております。

あと、農業集落排水事業特別会計以降の特別会計についても同じような考え方でございます。

なお、早期健全化基準は、施行令第19条により20%となっております。

以上、説明をいたしましたとおり、本市の各健全化判断比率及び資金不足比率については、財政再生基準はもとより、早期健全化基準ともに正常値の範囲となっております。また、各基準に照らしましても、現時点においては比較的健全な状態に位置していると見られます。しかしながら、依存財源に頼っている本市の状況は変わりませんので、今後も財政の健全化に向けて引き続き努力をしていくということが大切と考えております。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊うきは市財政健全化審査意見書及びうきは市公営企業会計経営健全化審査意見書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いわゆる法律ができたのが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これ、平成19年にできているわけでございます。北海道の夕張が破綻したのは、この後だったと思いますけれども、北海道の夕張の破綻がわかってあったらお願いしたいと思いません。

というのも、私どもは23年度に北海道の夕張に行ってまいりました。ここの破綻の原因は、年度末に一般会計から繰り入れをしておいて、貸し付けをやって、そして、新年度になって予算の中からその貸付金を返還するというような、いわゆる自転車操業をやったわけですね。したがって、大変な赤字が膨らんでいって破綻という状況に追い込まれたわけでございますが、この3ページで公営企業会計に係る資金不足比率というのが出てあります、25年度。この計算書式でいきますと、これはもう、絶対に健全財政になるわけですよ。というのが、これには、歳入の中には一般会計からの繰入金が入っているわけですよ。だから、足りない分は一般会計から補ってありますからね、絶対赤字にならないということなんですよ。

例えば、下水道事業特別会計、歳入額が12億4,990万7,000円ですが、この中で実際に使用料とか負担金でいただくのは3億3,719万6,000円ですから、歳入額のわずか26.95%ですよ。皆さん方からもらっているのは、わずか27%しかないんですよ。したがって、6億何ぼという借金払いもできないから、一般会計から、25年度の場合で6億4,500万円繰り入れしているでしょう。だから、足りない分は繰り入れしているから、資金不足にはならないわけですよ。

それから、下の農業集落排水事業も同じことです。歳入額2,787万5,000円ですけども、皆さん方からいただく使用料というのは、わずかに496万6,000円でしょう。つまり20%しか収入はないんですよ。そして、歳出額は、そこに出てありますように2,483万円の歳出をやっているわけですよ。だからこれも足りないから、一般会計から2,100万円というとてつもない金額を繰り入れして、いわゆる帳尻が合わされているという実態であるわけですね。

したがって、このものだけでは、これは19年に法律ができてありますけれども、その後に私は夕張が倒産したと思っておりますけれども、先ほどの話では、夕張が倒産してからこういう法律ができたということですが、夕張の倒産した後にこの法律ができたんじゃないんですよ。夕張倒産前にできた法律でありますから、このような資金繰り、あるいは資金不足の比率が出てくるという実態であります。これについて何か答弁があったらお願いしたいと思います。



○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） まず、1点目の夕張の破綻ということですが、私のほうで把握しておりますのが、2006年に財政破綻が発覚したということで理解しておるところでございます。翌年度に、その自治体財政健全化法が公布をされたということでございます。

その原因が繰入充用、いわゆる翌年度の予算を、また不足分に繰り入れて、いわゆる自転車操業でしのいできたというようなことで、こういうふうな事態になったということかと思えます。

一般会計と特別会計の関係の御指摘でございますが、これにつきましては、昨年度も同じような御指摘をいただいたかと思えます。一般会計から特別会計のほうに不足分を繰り入れているということで、赤字にならないのは当然じゃないかということでございますけども、一般会計から特別会計のほうに繰り入れをしております総額、その分と一般会計の実質収支額を比較いたしますと、一般会計の実質収支額、いわゆる黒字額のほうが金額的に多うございますので、全体で見ただけでは健全ということで、国が示した指標でもそういうことで、健全ということでこういうふうな結果が出ておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1点のみお尋ねをしたいと思います。

前年度の比較の中で将来負担比率、これも大きな許容の中にありまして、特に数字を心配することはないんでしょうが、昨年度の決算が37.1%から21.1%に数字上大きく下がっております。この要因について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 健全化判断比率の推移ということで、24年度から25年度にかけて下がってきておるといことで、これにつきましても、昨年度同様の御質問をいただいたかと思えます。

その中で簡単に申し上げますと、起債残高が減って基金がふえたというようなことを申し上げまして、それは当然じゃないかということでございましたけども、経年を見ても、実質公債費比率で平成22年度がちょうど一番高い状況でございます。その後は23、24、25にかけて下がってきておるといような状況でございます。それから、将来負担比率につきましても、平成21年度が102.5%ということでございましたけども、それからすれば随分好転をしてくれておるといような状況でございます。

こういうことで、健全化判断比率についてはかなり好転をしておるわけですが、財政力指数のほうはなかなか好転をしないということで、これにつきましても、収入額の伸びに比べて基準財政需要額のほうは年々ふえてきておるといようなことで、財政力指数が好転をし

てきていないということかと思っております。また、具体的な対応策等につきましては、一般質問等でお答えする機会もあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） 議案書2ページの健全化判断比率の状況の中で、ハイフン表示は理解できますけれども、このハイフン表示の数字がわかっておりましたらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） ハイフンにつきましては、赤字になった場合に、その赤字額を分母で割るということでございますので、赤字にならなければ割る必要がないということ、ハイフンという表示でございます。ですから、パーセンテージは出てきません。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第6号の報告を終わります。

それではここで暫時休憩にしたいと思います。10時45分から再開します。

午前10時27分休憩

-----  
午前10時42分再開

○議長（岩佐 達郎君） 皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

#### 日程第10. 報告第7号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、報告第7号うきはの里株式会社の経営状況についてを議題とします。

説明を求めます。企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） うきはの里株式会社の経営状況につきまして御説明させていただきます。議案書の朗読は省略させていただきます。

配付資料、さきに提出をさせていただいておりました平成26年6月23日開催のうきはの里株式会社第16期定時株主総会の議案書抜粋版に基づきまして、経営状況につきまして御報告をさせていただきます。内容につきましては、経営状況の要点のみの説明とさせていただきます。

第16期定時株主総会議案書の3ページをお開きください。

今回御報告いたします第16期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までが対象期間となります。

## 1、事業の概要です。

果樹につきましては、天候に恵まれ、桃や梨、ブドウ、柿、生産者の会は売上目標を達成しております。反面、切り花などは低迷しております。この原因といたしましては、特に山間部において水害後の作付がまだできていないということや、生産者の高齢化による出荷者の減少などでございます。

平成25年7月には、九州北部豪雨復興支援のための募金イベントを実施しております。これは、レジ通過者1人当たり100円を会社が拠出するとともに、出荷組合におけるイベントからの募金で、合わせまして約99万5,000円を集めております。こちらは、うきは市山村地域保存会のほうに寄附をさせていただいているところです。

## 2、実績推移です。

総売上金額は7億8,330万1,000円となっております。その右側2列飛ばして見ていただきますと、前年比98%、金額でいきますと1,450万円ほど売り上げが下がっているところでございます。

次の行です。売上総利益といたしまして1億4,503万6,000円です。これは先ほどの総売上金額から、後ほど御説明します仕入れなどに係る売上原価を差し引いたものとなっております。

その下の行は経費で、販売費及び一般管理費が1億2,594万3,000円で、この経費を上欄の売上総利益から差し引きますと、下の欄の営業利益1,909万3,000円となります。参考までに、前年度の営業利益は629万1,000円ですので、前年比しますと303%となっているところです。

次に、預金利息などの営業外収益を加えて、その次の営業外費用を差し引きますと、経常利益が1,956万7,000円となります。そして特別利益を加え、特別損失——これは、うきは市への寄附なども含んでおりますが、810万円を差し引きますと、当期の利益1,147万1,000円となるところでございます。前年比160%となっております。

その下の欄は、利用者の延べ人数を記載させていただいております。

4ページをお願いいたします。

株式の状況でございます。1株が5万円でございます。

次、続きまして5ページをお願いいたします。

5ページ、役員会などの開催状況でございます。列記させていただいております。説明は省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。

従業員の調書でございます。こちらもごらんのとおりとなっております。説明は省略させてい

たきます。

7ページをお願いいたします。

こちらは、平成25年度の事業の実施状況ということで記載させていただいております。中には例年継続して行っている事柄と、改善を加え実施した事柄の両者が記載されているところです。こちらにつきましても、説明のほうは省略させていただきます。ごらんいただければと思います。

続きまして、決算報告書に入ります。9ページのほうをお開きください。

貸借対照表となっております。平成26年3月31日現在の財務状況をあらわすものです。

まず左側、資産の部でございます。流動資産としまして、全体で2億4,535万9,442円です。内訳はその下に記載しておりますが、現金及び預金、売掛金などがございます。

次に、表の中ほど、固定資産です。金額が1,607万1,740円です。これにつきましては、建物、構築物などがございます。前期と比べますと、主に什器備品が大きく減少しております。これは、平成25年度に供用を開始しましたPOSターミナル——バーコード印字機などの減価償却が進んでいるもので、資産価値が減少したためとなっております。

一番下の欄、資産の合計は2億6,164万1,182円です。

次に、表の右の欄、負債の部でございます。流動負債ということで、全体で4,182万7,190円です。内訳は買掛金、未払金、そのほかでございます。

次に、固定負債でございます。全体で512万6,442円です。負債の部の合計は4,695万3,632円です。

続きまして、純資産の部です。表の中ほどは後ほど説明しますので省略させていただきます。純資産の一番下の欄でございますが、繰越利益剰余金でございます。1,168万7,550円です。前年度が1,106万7,400円ですので、比較しますと62万150円ほどの増加となっております。

下の欄、負債・純資産合計と、左の先ほどの資産の部の金額は同じ金額となっております。

続きまして、10ページをお開きください。

損益計算書でございます。これは、1年間の収益と費用の状態をあらわす財務諸表となっております。ここに記載しております数字は、3ページで御説明申し上げました業務報告書の数字の具体的な説明に当たるものでございます。右の欄に純売上高の合計が7億8,330万526円、その純売上高から下の段の売上原価の6億3,826万4,730円を引いたのが、その売上総利益ということでございます。

次に、販売費及び一般管理費です。1億2,594万3,023円です。内容につきましては、次のページに記載をさせていただいてるところです。最終的に表の一番下の欄でございますが、当期純利益が762万150円となるところでございます。前期が564万8,199円でした

ので、比較しますと197万1,951円の増加となっております。

なお、この当期純利益額というものは、9ページ、貸借対照表での記載はありませんが、後ほど詳しく説明をさせていただきます14ページに株主資本等変動計算書というものがございまして、14ページ、ちょっと開いていただければと思います。14ページの表の上から3段目ぐらい、左右中央ぐらいに書かれております繰越利益剰余金の当期変動額の中の当期純利益（損失）と記載されております、ここの数字に当たるものでございます。ここにつきましては、例年何度か質問をいただいておりますので、後ほど詳しく御説明申し上げたいと思います。

ページ戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

こちらが先ほど総額を御説明いたしました販売費及び一般管理費の詳細の一覧となっております。説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、12ページと13ページです。字が例年細かくて申しわけございません。

この表は、先ほど10ページで御説明しました損益計算書、この月別の内訳と、前年対比の一覧表となっております。損益計算書の詳細を示す書類ということでつけさせていただいているところでございます。説明につきましては省略させていただきます。

先ほどの14ページのほうをお開きください。

株主資本変動計算書でございます。先ほど9ページの貸借対照表の純資産の部における変動額のうち、主として株主資本の各項目の変動事由を把握するために作成されるものでありまして、これは会社法に基づき作成される財務諸表となっております。

まず、当期末の残高ということで、表の一番下の欄でございますが、左側、資本金が1億円と記載がございます。これは前年度と同額となっております。その隣、利益準備金としまして2,500万円、これは商法の規定によって、資本金の4分の1を株式会社が積み立てていかなければならないとなっているものでございます。額につきましては昨年と同様です。

表のちょうど中央、真ん中ほどに762万150円という記載がございます。これについて説明します。

これが、先ほど10ページの損益計算書で説明しました当期純利益額となっております。この当期変動額のその他としまして、その下ですかね、500万円を左側の別途積立金ということで積み立てをしております。さらに200万円を株主への配当として出しております。合計、表の繰越利益剰余金その他というところで、合計の700万円を減額しているというところでございます。なかなかわかりづらいかと思いますが、ちょっと整理しますと、簡単に申し上げますと、当期純利益金額762万150円から、積立金の500万円と配当金の200万円の合計700万円を差し引きまして、残りまして62万150円を当期首残高の1,106万7,400円に加えまして、表の下ですね、当期末の残高が1,168万7,550円となるもの

でございます。これが繰越利益剰余金となりまして、済みません、9ページのほうをお開きください。

9ページの下から3段目、貸借対照表の右側、下から数えまして3段目の額、ここの繰越利益剰余金の金額となるものでございます。ちょっとわかりづらかったかもしれませんが、そのような計算となっております。

説明を続けさせていただきます。

次に、15ページのほうをお開きください。

個別注記表ということで、会社の会計方法などについて記載しておるものです。下から3行目あたりに、1株当たりの配当金が前年同様の2%、1,000円と決定したことが記載されております。

16ページをお開きください。

平成26年6月12日に行われました監査の結果及び取締役名などが記載されております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

第1号議案といたしまして、配当金を昨年同様の2%1,000円とすること、また、別途積立金が500万円とすることが議案として提出され、決定されております。別途積立額は、昨年と同じ金額となっております。

ここまでが平成25年度の経営状況の報告となります。

なお、20ページ以降が平成26年度の事業計画(案)となっております。説明は省略させていただきます。

以上をもちまして、地方自治法243条の3第2項で定められております経営状況の報告を終わります。

○議長(岩佐 達郎君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員(7番 江藤 芳光君) それじゃあ、2点ほど——わかりやすい説明でございましたけども。

1点目は、経営の状況が冒頭に説明がありました。一昨年の災害から徐々に経営が戻りつつある、また好感が持てるような状況にあっております。

1点お尋ねしたいのは、今後の見通しですね。道の駅というのが、かなり国交省の施策であります飽和状態になって、大牟田の例等も報道でもなされております。今後の見通しがどうか、経営のですね。それから、切磋琢磨するJAの耳納の里、こういう関係の中でそれぞれ——JAのことはここじゃ申し上げられないでしょうけど、総じて2つの、うきはを代表するような物産の販売、こういうものをどういうふうに見通されているのかという話がもしご

ございましたら、この場でお聞かせいただきたいと思います。

もう1点は、今、バランスシートと損益計算書のわかりやすい説明がありました。いつも気になっているのが、このバランスシートの、いわゆる繰越利益剰余金ですね。バランスシートでいきますと、先ほど説明がありました純資産の部の下から3つ目の1,168万7,550円ですか。それと次のページの、10ページの損益計算書の、これも下から3行目の1,147万1,050円、これが、企業会計が一致すべきものと認識をしておりますが、いつも違いますが、これは私の——ここ、表現されてないということなのか、その辺がちょっとわかりませんもんですから、詳しい説明であれば後日で結構ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 2点、御質問をいただきました。

まず1点目でございます。今後の道の駅の経営状況、同市内にありますJA耳納の里、こういったもののことに関してでございます。

JA耳納の里様のことにつきましては、ちょっと私のほうではわかりかねますので、道の駅うきはのことに御説明申し上げますと、説明させていただきましたとおり、売り上げ自体は下がっております。これにつきましては、経営陣につきましても問題意識を持って取り組んでいるところでございます。一番ベターな形としましては、売り上げも上がり利益も上がるということを目指しておりますので、26年度事業計画のほうにも少し出てくるんですけども、売り上げを上げるための策として、今、会社のほうとしてもいろいろ検討しながら、また一部実施をしております。

例えばでございますが、集客をやはり図りたい、知名度を上げたいということがございまして、1つは、SNS——ソーシャルネットワークサービスを使った広報活動を、今、熱心に取り組んでいるところでございます。見ていただいている議員様もいらっしゃるかと思いますが、フェイスブックのほうで、不定期ではございますが、結構週に一、二回、こういった試食会をしますとか、こういったイベントをしますとか、こういったものが今、旬ですよとか、そういったことを情報発信をしていただいております。市役所の職員を初め、こういったものを応援するというので、この広報ツールをみんなで共有して市内外の方に広げているところでございます。

こういった、要は販売戦略ですね。販売戦略をやはり練っていく必要があろうということで、実は7月から月に1回ぐらい市役所の職員——例えば私とかになるんですけども、と先方の経営陣のほうと、前の1カ月がどうだったと。その反省点を踏まえて、次の1カ月、こういうことを試みてはどうかというところを打ち合わせをするように、月に1回やるように取り組んでいるところでございます。

2点目につきましては、よろしいですか、後ほど回答ということにさせていただきます。申しわけありません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ありがとうございます。

それで、道の駅を、時たま顔出すと大盛況でございます。それで、今、土地の問題が解決して、駐車場拡張の話がございます。この辺が具体的にどうなっていくとするのか、表現がこの場でわかりやすくお話いただければというふうに思うんですが。

それからもう一つは、過去にこの議会でも何回も出ました出荷組合等のごたごた、こういう問題については解消しているのかどうか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 2点いただきました。

済みません、先ほど私、国交省の取り組みの話を少し御説明申し上げるのを失念しておりましたので、1番目の土地の拡張の話と合わせて御回答させていただきたいと思います。

御存じのとおり、今、国交省様のほうが、報道にもございますように、全国の道の駅の、何と申しますか、機能強化と申しますか、そういったことを概算要求の中とかにも挙げてございます。御存じのとおりオープンから十数年たっておりまして、施設の老朽化とか機能が追いついていないところ等もございますので、そういう意味で改修とか、そういったものが必要な時期にはなっております。これとあわせまして、先ほど御指摘のありました土地の問題が解決しておりますので、その辺も踏まえて、まさにこれから、そういった国交省様の施策の方向とあわせながら、うきはの里についても検討を進めていくべきよい時期になっているのかなというふうに考えております。

現時点で具体的にどういうふうにするかということは、決定はしておりませんが、まさに御指摘のとおり、見直そう、見直しというか、今後のことについて検討しようということは執行部のほうでも考えておりますので、また報告できる機会になりましたら報告したいとは思っております。そういう状況でございます。

2点目ですね。私も聞いております。以前から出荷組合様と経営陣のほうですかね、ごたごたがあったかのような話を聞いております。また、議事録のほうでも聞いております。ことし4月からの状況ではございますが、ほとんど最近では、市役所のほうに入ってくるような大きなごたごたというのはあっておりません。これは報告がないわけではございませんで、幾つかお話は聞いているんですけれども、前に比べると、かなりの安定化と申しますか、お互いが仲よく同じ目的に向かって取り組んでいるということを経営陣のほうから聞いております。



以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 具体的な提言につきましては、一般質問でまたいろいろと述べさせていただきたいと思っております。

平成25年の売上総額ですけれども、24年、25年、これはやっぱり災害が響いたんじゃないかということで、それ以外にも何か原因があるかもしれませんけれども、若干売り上げが落ちております。25年が約7億8,000万円と。耳納の里が、JA業務の報告書によりますと9億500万円であります。経常利益を見てみますと、うきはの里が1,956万円と、耳納の里は1,387万円ということであります。もちろん売り上げが上がって利益が上がるというのが一番ベストでありますけれども、売り上げは伸び悩んでおるけれども、大変企業努力をされているというのを私は評価したい。企業の重要な評価ポイントというのは、やっぱり営業利益でありますので、営業利益をこれだけ伸ばしたということをお私に評価したいなというふうに思っております。

それから、次に質問して、ここでわからなきや結構ですけれども、うきはの里に当初から指定管理料というのを払ってると思われますよね。その指定管理料金はどのような推移になっているのか。今、恐らくゼロになっているのかなというふうに思っておりますので、それをお聞きしたいということと。

出荷者の各部会に報償費というのを設けているようです。その報償費に関してどういう用途に使われているのか。大体どのくらいやって、どういう狙いでそういう報償費を設けているのか、そのことをお聞きしたい。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 評価いただいているということで、ありがとうございます。

御質問の点ですね、2点、指定管理料を支払っていると思うが、今現在はゼロなのかということでございますが、今現在は、指定管理料はゼロということです。済みません、当初は、金額はわかりませんが支払っていたということでございます。

2点目ですね、出荷組合様に対する報償費ということでございます。こちらは、まず、この目的は、出荷組合様方で頑張って、よい果樹をつくってもらったりとか製品をつくってもらったりということをお、士気の向上ということをお目的にこういった報償費というものを設けてございます。これはどういう仕組みになっているかと言いますと、毎年度、その年度年度の目標の売上高というのを協議の中で決めているようでございます。その基本的な決め方としては、例えば、桃の部会でございますと、それぞれの部会共通のルールなんですけれども、過去3年間の実際の売り上げの実績、これを平均化します。この平均化した金額に対して5%増しぐらいの目標を掲げてお

ります。この掲げた目標に対して、100%達成できたのか、80%——80点なのか、その辺の目標に応じてその報償費というものを各部会とか個人の農園様とかにお支払いをするというふうにしておるそうです。その使い方につきましては、特に縛りというのは大きくございませんで、要は活性化に使ってくださいということで、会社のほうから報償費というものを支払っているというふうな仕組みでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 恐らく個人には渡してないと思うんですけどね。

それからもう一つだけですけれども、御存じのようにうきは市は、来年で節目の10周年を迎えるということでございます。現在、社長を初め、役員の方々、取締役ですね、経営陣も優秀な人材が——2人が常勤ですか、5人は非常勤というような方々もおられます。この節目と合併10周年、このときを機会に、うきは市からうきはの里への大幅な権限移譲、これをそろそろやるべきじゃないだろうかというふうに思っております。

行政経営の効率性とか生産性を高める活性化を図る目的で採用されております、市長がよく申し上げますNPM——ニューパブリックマネジメント、これにも共通の5つの項目がございますが、その中の1つには、権限を大幅に移譲して、そして経営企画部門、これは経営企画のほうに専念していただくと。そして実践部隊に権限を大幅に移譲するというのが基本でありますので、そして大株主であります副市長がちゃんとした取締役で、ちゃんと出席しておりますので、もちろん財産はうきは市のものがございますので、好き勝手にやってもらっちゃ困りますけれども、大幅な権限移譲をそろそろ考えていただく時期に来てるんじゃないだろうかということを市長にお聞きしたいんですが、答弁いただきたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今、うきはの里株式会社へももっともって権限を移譲したらどうかというようなお話でした。

基本的には、副市長が取締役で入ってますけれども、会社の経営そのものについては、ほとんど市のほうからいろいろ関与することは、今、やっておりません。むしろ公設民営でやってますので、その敷地であったり建物の所有というのは、市役所の財産でありますので、そういう施設面については、私どももいろんな法的な手続とかそういう話もありますので、そういう面でこの会社のほうにいろいろ指導することはありますけれども、経営そのものについては、そんなに我々が口を挟んでいることはない、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 大体わかりました。もちろん人事権とか、そういうのもかなり

お任せしていただいているわけでしょうね。この辺どうなのかなと思って。それとか将来の——経営はもういいですけども、そういう権限を。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 会社経営については、もう、ほとんど口出しをしてないといいますけれども、基本的にうきは市が大きな株主であります。その代表として副市長が取締役で参画していますので、大きな、経営状況が非常におかしくなったり、いろんなことがあったときには、筆頭株主として、それはきちんとした対応は必要だと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 許可をいただきましたので質問させていただきます。

私、ちょうどJAの関係もありますものですから、以前には取締役会とか出させていただきましたこともしました。この内容を見てみますと、売り上げは若干落ちておるけれども営業利益はちゃんと確保しておるということで、経営体としては、これは立派であるというふうに私は思います。

それで、今、諫山議員のほうから出ておりましたように、経営的に何か問題があれば議会のほうでいろいろ言わにゃならんと思いますけれども、経営的にある程度ぴしゃっといければ、やっぱり取締役会が主体だというふうに私は思いますので、そこら辺のところを履き違えないようにしておっていただきたいなというふうに思います。

売り上げにつきましては、これはそのときの状況とかいろいろあるわけですけども、1つは、外部的なPRのことを言われておりますけども、これも非常に大事だというふうには思います。私はむしろ、耳納の里と、この道の駅とが一緒になって、福岡あたりとか都市周辺の方を、一緒になってうきはに来てもらう、呼び込むようなことを考えたかどうかというのを、ずっと今まで農協のほうにも申し上げてきました。

それとあと、売り上げを伸ばすには出荷者の理解ですね。出荷をしてもらわんことには話にならないわけですから、だから、そこら辺の出荷者との理解を深めるようなことが大事じゃないかなというふうに思います。少しでも今後売り上げを伸ばしていただきたいと思っておりますけれども。

耳納の里の場合が、平成16年4月に——ちょっと私も当時おりましたから、オープンをいたしました。平成21年ですか、22年かな、若干前年よりかは売り上げが落ちました。そこでいろいろやり方はあるわけですけども、23年に一部狭いということで、今後を見通して改装をいたしまして、23年から24、25ですから、その改装の結果が今、出ておるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、現場の方がどげん思いよるか、私もわかりませんが、店というのはある程度な時期に改修はやっていかんと、なかなかマンネリ化しますので、そこら辺のところを今後考え

であるのか。売り上げを伸ばすためにそういったことを取締役会の中で出てきておるのかですね。ですから、私は取締役会の意見とか、出荷協議会ですか、出荷者協議会ですか、それあたりでの意見が大事だろうと思いますので、そこら辺のところのよく話し合いをしていただきますようお願いいたします。参考に、取締役会とか出荷協議会での御意見等が幾つか発表できるならばお尋ねしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） お褒めの声をいただいたこと、あと、アドバイスをいただきましたこと、ありがとうございます。このあたりにつきましては御意見を――議事録もできますが、経営陣のほう为抓手とめるようにしたいと思います。

御質問いただいた点ですね、リニューアル、改装、こういったものをする売り上げにも貢献できるよということで、こういったことが、今、議論の場に上がっているかということでございます。

出荷組合の総会のほうでは、個別具体的に改装をしてほしいとか、そういった議論は、今年度はなかったように記憶しておりますが、御指摘の取締役会ですね。ここで、経営全般にかかわることもさることながら、売り場ですね、一般質問のほうにも出てくるかとは思いますが、白いテントの話とかも含めて、売り場の話というのは議論の中に出てきております。ですので、そういった経営陣のほうも意識を持っておりますので、議論の中に出てきているということを御報告申し上げたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 2点ほどお尋ねしますが、以前、道の駅の出荷手数料というかな、出荷者が払いよる。これの検討をしてくれというお願いをしりましたが、やっぱり高いということで、何というかな。もうちょっとどうかならんやろうかという事は出荷者が言いよるとですよね。それでお願いしりましたが、それは。どうなったのか。

それと、7ページ、④のところですね。道の駅直売所間の交流、これも成果として多少できましたという表現になっていますが、これ、多少できましたじゃあ、ちょっと私のほうでは理解しきりません。どの程度、何ができたのかを教えてくださいたいと思います。

それと、下の4番。従業員について、去年やったか、挨拶いっちゃせんとか。お客さんが入ってきて知らん顔して自分の仕事しよると。仕事が忙しいならそれでもいいかもしれんけど、大概サービス業という、いらっしゃいませは必ず言います。それで、そういった従業員教育をお願いしりましたが。それは4番目、この従業員研修が書いてありますが、その中で行われておるのか。

以上、その点をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 3点ほど御質問いただきました。

済みません、1点目の手数料の件は、後ほど後半に回答させていただきます。

まず2点目の、7ページの道の駅間交流の御質問でございます。

これにつきましては、具体的に申し上げますと、道の駅うきはのほうで品薄となる時期や、もともと、うきは市内で生産自体がほとんどされていないもの、特に野菜類が多いと聞いております。そういったものを、市内から品物がそろわない時期に、例えば、鹿児島県の道の駅おおすみとか、そういったところから品物を補う形として交流、要は物の仕入れというか、品ぞろえをさせていただいてるところでございます。昨年度、25年度は数百万円ですね、その道の駅間の交流で販売売り上げというのが上がっておるところでございます。これにつきましては、あくまでも市内の農産物を売ることがメインですので、要は、そういった品がそろわないときとか、そろわないものに関して交流をやっているというところでございます。

次に、こちらは昨年も私、議事録のほうを見せていただきましたら、挨拶の件、御指摘をいただいていたかと思えます。こちらについては、月に1回ミーティング、月初めに行って、午後7時からそういったことについて指導を行っているということと。

もう一つは、先ほど御指摘がありました研修会、具体的には、例年6月ぐらいに久留米の道の駅と合同で、場所は久留米のほうで、こういったビジネスに関するセミナーを開催されておまして、うきはのほうからは3名参加をさせているというところでございます。さらには、商工会様が開催されます年に2回ある研修会、こちらにも各2名ずつ参加させて、そういった礼儀とかマナーというものを身につけさせる努力をしているということ聞いております。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 手数料についての御質問でございます。私が当時、企画課でおりましたときに御指摘をいただいた流れが1つあると思えます。

手数料につきましては、議会の中で伊藤議員のほうから先ほど申されたような内容で御指摘をいただきました。その後、取締役会にもかけまして、そういう指摘があるということで協議をいたしました。しかしながら、今後、手数料を下げることはたやすいけれども、もし経営が厳しくなったときに上げるということは非常に難しくなると。それから、近隣のそういう道の駅とか、そういう類似団体の状況を見ても、決して道の駅が高いということはないということで、取締役会のほうで、現状のままでいくという結論が出ておったところでございます。

その後、さきの12月議会の消費税絡みの手数料の改正、また、3月においても道の駅だけ近隣の耳納の里、また近隣のそういう道の駅の手数料の正式な数字が決まったということで、そこ

にあわせて今回3月議会で手数料の表示をしてきたところでございます。その金額率については、一律耳納の里、それから久留米の道の駅とあわせておるということで、その折に説明させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 交流ですね、先ほどお尋ねした。何もこっちに持ってくるばかりじゃないんですよ。こっちのものを向こうに、そっちを聞きたいとですよ。確かにない野菜とかは向こうから出してもろうていいけど、こっち、果物はいっぱいですね。果物がないところはかなりあると思いますが、そういう方向に売り込みというかな、場所借りても。そっちのほうはやってますか。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 実は、それはすごくやってございまして、ブドウとか果樹を中心に、九州管内の他の道の駅様のほうにかなりの量をお出ししているというところは聞いております。具体的に今年度も8月でしたか。先月、鹿児島県の道の駅おおすみと、もう1カ所ですね、こちらのほうから実際、車に商品を積んで2日間、展示即売会じゃないですけども、そういった場所を借りての売り込みというのをやっております。

そういったイベントのほかにも定期的に商品をお出しして、他の道の駅様の売り場に並べて実際に売っていただいております。今年度も、それは引き続きやっていく予定になっております。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） ぜひとも26年の目標、活動か、あれにも掲げてありますように、多少できましたじゃなくて、大いにやっていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 承知いたしました。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 道の駅、鮮魚が少ないということで、五島のほうから週に一、二回来られてますよね。あれは、たしか僕も何回か利用させていただいたんですけども、物産館のレジを通さないんですよ、あれは。あれは、手数料か何かが入ってくるのか。それと、あれ自体、売り上げは伸びているのかどうかですね、その辺がわかっておりましたらお尋ねをいたします。

それと、何ですか、物産館の売り場の中のトイレを改修してなくすということやったですよ。あれはどうなったのか、その辺お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 2点、御質問いただきました。

1点目はちょっと調べた後に回答ということで、2点目ですね、物産館の中のトイレをなくすというお話ですが、これは実際、実施しております。もともとああった場所に衛生面でもイメージが悪いという御指摘をいただいております、今年度に工事を行いまして、今、見ていただければ、もう、トイレは撤収しまして、その部分的に改修のほうは完了をしております。

五島の鮮魚の件でございます。

レジを通していないということでございますが、あの件につきましては、場所を貸しているということで、その場所代というものの収入をいただいているというところでございます。ですので、場所代は一定の金額をいただいているというところでございます。ですので、収入としては、特に伸びというものはございません。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） じゃあ、五島のほうから来ている鮮魚店さんの売り上げそのものが伸びているかどうかというのは、全くわからないということですね。

それと、場所代をいただいております。この場所代はどこで入ってくるんですかね。賃貸料収入、この中に入ってくるんですか。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 収入としましては、雑収入ということで科目のほうに入ってきております。

先ほどの五島の場所代ではなくて販売額自体が伸びているのかどうかという御質問でしたが、これ自体は、若干ですね、25年度は数万円下がっているようです。済みません、ちょっと具体的な数字は控えさせていただきますが、数万円減ってはいるようです。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） それと、トイレの改修が終わったということですが、その後どういう、あそこを活用するのか。何か食べ物、どういう活用をするのか。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 物産館内のトイレでございまして、もともとが衛生面的にイメージが悪いですよねということと、大前提として、売り場面積をふやしたらどうかというお話があった結果で撤去してございますので、撤去してきれいな状態にして、売り場として、今、使わせていただいております。使っております、はい。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、道の駅というのは、この近くでは原鶴、それから久留米にありますけども、それに類する物産館というのは、例えば三連水車の里、それから吉井町にあります耳納の里、あるいは筑前町にあります、みなみの里ですか。こういうのが、道の駅ではないけれども、農産物販売所として活況を呈しているわけであります。

問題は、この道の駅というのは生産者と消費者、これの理解がないことには伸びないということになるわけなんです。そこでどうしても同じ市内にあります耳納の里が気になりますけれども、先ほど4番議員からありましたように、耳納の里というのは売り場面積が非常に広いわけなんです。したがって、豊富に品物がそろってるということですから、消費者から見れば、やはり、うきはの道の駅よりも耳納の里のほうが品物がそろってるというようなことであるわけなんです。したがって、ここ何年か耳納の里に抜かれているという状況であるわけ。以前は、道の駅のほうが売上げが多かったけれども、この3ページにありますように、23年から24年に比べますと下がっている。さらに25年が売上げが下がってるということでありますけれどもね、この売上げを伸ばすためには、消費者のニーズに合った品物をそろえるということと、それから、出荷組合の協力が不可欠であるわけなんです。というのが、同じうきは市内にありますもんですから、道の駅よりも耳納の里に持っていったほうが良いというような出荷者もあるわけですよ。そうしますと、だんだんうきはの道の駅の出荷数が少なくなってくるということになりますと、ますます消費者離れが起こって売上げが伸び悩むということになります。これについてはどのように考えられているのかですね。

それから、以前はポイントカードを発行するというございでしたが、糸島にあります福ふくの里では、やっぱりポイントカードを使ってるわけですよ。この市内でも、例えばイズミでポイントカードを全て、ゆめかを使いますと1.5倍ということでしょう。それから、マックスバリュですね、これもポイントがたまるようなシステムになってるわけなんです。したがって、ポイントカードというのは、消費者にとっては再度行ってみようということになりますけれども、こういうポイントカードについては、この決算の中でも出てまいってありません。モニターについては出てあるけれどもですね。そこで、こういうポイントカード等についてはどのように検討されてるのか、ぜひお願いしたいと思うわけなんです。

それから、ページでいきますと11ページのほうに経費が出されてあります。販売費及び一般管理費でありますけれども、この中で1億2,594万3,023円というのが合計になってありますが、この中で人件費はどれだけになってるのかですね。計算すりゃわかることでしょうけど、恐らくそちらのほうでは集計ができておると思いますので、人件費はどの程度占めてるかどうかということですね。

それからもう一つは、先ほど10番議員からも質問がありましたが、以前は第三セクター道の



駅株式会社でね、業務を委託しておりましたから、指定管理料という方式をとっておったわけです。ところが利益が上がって、市のほうに寄附するような状態が続いてありますもんですから、指定管理料をやめたということではありますが、じゃあ、今はどういう契約が結ばれているのかです。指定管理ということになりますと、あの道の駅を管理するための契約が結ばれてあったけれども、今、指定管理料を払ってないということになりますと、その使用についてはどういう契約がなされてるのかどうか、これについて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 何点か御質問いただきました。4点、御質問を、御指摘も含めていただいたかと思えます。

消費者ニーズと出荷者組合の理解が大事であると、こちらにつきましては、おっしゃるとおりだと考えております。例えば、耳納の里のほうに出荷者のほうが出したいというお話を議員のほう、聞かれてるということでございます。逆に最近は、道の駅のほうに持っていったほうが売れ行きがよいというような出荷者様からのうれしい声もいただいているという現状がございます。ただし、全ての方ではないと思えます。御指摘のとおり、消費者のニーズ等にあわせた商品ぞろえ、それと出荷者組合様がそれを理解した上での商品を提供いただくこと、これはもう、一番大事なことだと思っております。経営陣のほうもこの点についてはしっかり理解をしておりますので、御指摘の点も踏まえて、今後も頑張っていきたいというふうに考えております。

2点目でございます。ポイントカードにつきましては、御指摘いただいて、もう既にポイントカード制というのは始めております。売り上げに応じてポイントというのを付与するような磁気カードというものの発行を、もう既に始めているところでございます。これは昨年度よりも前に開始していることでございます。

続きまして、人件費のほうは、ちょっと資料が小さくて申しわけなかったんですけども、12ページですかね。12ページのところに挙がっております、12ページの表の一番左下ですかね。コードでいきますと9547販管人件費ということで約7,800万円ほど、細かい数字はそこに書いてあるとおりでございます。

4点目でございます。指定管理料の件でございます。

済みません、先ほど議員様からも指定管理料の件が御指摘ございまして、平成23年度からゼロになっていきますという御報告を、済みません、ここでさせていただきます。平成22年度までは180万円、23年度以降がゼロというふうになっているということを御報告させていただきます。

今現在はどのような契約になっているのかということでございます。24年4月より、うきは市総合交流ターミナル指定管理者基本協定書ということで協定を結ばせていただきまして、その



後は、より一層の道路等の維持管理に努め、かかる事故の発生することのないように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） お尋ねします。

エンジンオイルのオイルパンですか、を損傷したということですが、オイルパンに接触する高さというのは、15センチ以上ぐらいあると思うんですが、それに接触するくらいのマンホールの段差があったというのは、我々常識からして考えられないんですが、工事途中であったのか、工事完了しておったのか、そこら辺もお聞きしたい。

そして、どのくらい路面よりも高く出たのか。もちろんタイヤの接触するところとマンホールとの高さの関係になると思いますけれどね。そんなに路面状態が悪かったのか、そこら辺ちょっと詳しくお聞きしたい。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） この現場でございます。場所的には、耳納の里から西側に市境まで通じた市道でございます。その途中に大谷川が横断しております。川を横断しておるために若干上って下っておるといった状況で、その道路を、大谷川を横断してすぐのところにマンホールがございます。この工事につきましては、平成19年に下水道工事を行いまして、この川の横断については推進工法でやっております。立て坑を掘っておったために、立て坑の中にマンホールを設置して、後、埋め戻しをしたと。そして舗装をしたということで、そのマンホールの周りの舗装が沈下しておるといったような状況でございました。

一応、原因とかを調査したんですけども、西側から車が走行して、ある程度スピードを上げておった場合、ジャンプして、そのバウンドで下水道のマンホールのふたに接触したのではないかと。ということで、普通ゆっくり行けば当たることはないといった状況ではございました。

私が現場で目視をしたところでは、マンホールのふたが二、三センチ出ていると。ただ、そのマンホールのふたが斜めに下がっているということで、舗装が。やはり10センチ程度、舗装が下がっているところからマンホールのふたまで約10センチぐらいあったのではなかろうかと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） そういう段差といいますかね、それ、やっぱり規格でちゃんと決めておかないと、こういう問題が起きる可能性がありますよ。だから、ほかの部分も調査する必要があるんじゃないだろうかと思います。

そして、ましてや単車なんかでそれ、ひっかかって転倒して人身事故でも起こしたら、これ、大変なことになると思いますので、検査基準と申しますか、そういう規格をちゃんとつくって、そして規格に合致しているかどうかというのをちゃんと検査して、承認するなりしなきゃいけないというふうに思いますので、そういう再発防止、これに、ぜひ全力を尽くしていただきたいと思いますが。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 再発防止ということで、なかなか市内の道路を常時管理することは不可能でございます。現在、こういった道路のそういった異常があった場合については、地元の区長さんとか通行人の方から連絡を受けて、担当のほうで現場を確認するなり、迅速に処理をしておるところでございます。

今後も、今度平成26、27年度で国土交通省の道路ストック、老朽化に対するストック点検という事業も実施します。2年間で市内の幹線道路を調査しながら、ひび割れとか段差があるところ、そういった調査をしながら、特に緊急性があるところについては常時修理をしていくといったような事業をしますので、これを機に、今後とも道路の安全管理についてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） それ、検査基準が誤ってたのか、使ってる途中で徐々に陥没してそれだけの段差ができたのか、そこら辺で大きく変わります。基準が間違ってたんだったら改正しなきゃいけないし、そういう対応策はぜひ必要だというふうに思います。数が多くても、これはチェックしなきゃ、そういう問題、今言ったように人身事故でも起こって、頭を打って亡くなるようなことがあったら大変なことになると思いますよ。答弁を。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） それで当時、平成19年度に事業を実施したということで、完了検査については異常がなかったという。当然、下水道のふたとアスファルトは平らになっつくべきものですので、検査はちゃんとそこで通っておったと思います。それ以降に、やっぱり通行で路面が下がったという状況になったと思っております。だから、検査は的確にやっておるということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今のお話を聞きながら、1点だけ確認をさせていただきます。

過失の割合が10・ゼロですよ。それで、結果的にはこの格差がさらについたということでしょうけども、さっき説明で、推測かもしれませんが車のスピード、バウンドしたかもしれない、そういうことを考えると、これが、過失が10割ということになると、非常に市としてどう

かなという気がします。この過失割合についても議論はなかったんですか。単なる、こちらが100%悪いという、10センチの落差ということですけども、そのあたりを加味されたのか、議論されたのかどうか、保険会社の関係を、よかったらお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 先ほどの答弁の中で、ゆっくり行けばというような発言がありましたが、私で把握している分については、通常の走行であれば発生しなかったということで、保険屋との、現場との関係等もちゃんと説明しまして市のほうに過失があると。保険もそのまま10割出るということで判断しております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。2番、鏈水議員。

○議員（2番 鏈水 英一君） 今、江藤議員がおっしゃったとおりに、過失10割ということですけど、これ、施工業者としての、建築業者の場合、10年間の瑕疵担保があります。これ、多分、土木業者さんとマンホール会社さんの同時施工だろうと思っておりますが、業者のほうの、19年度の完成に対しては完了が通っておるんですけど、当時のその業者さんたちは、その現場を見て把握しておりますか。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 確かに工事は平成19年に実施をしております。一応、契約書によると、瑕疵担保については2年ということで、この点については、経年劣化による原因だと判断しております。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鏈水議員。

○議員（2番 鏈水 英一君） じゃあ、今言った業者さんも再度見てもらってますかね。施工業者。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 瑕疵担保の2年を過ぎておるということで、現場には業者の方、来ていただいていた協議はしていません。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鏈水議員。3回目。

○議員（2番 鏈水 英一君） 今後、考えられると思いますので、業者のほうには、やっぱり現場サイドを1回見てもらって、こういうことがあったということは報告しとったほうがいいんじゃないですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 一応こういった状況であったということについては、報告しておきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、お話を聞きますと、事故現場は耳納の里の南側にある道路を真っすぐ行ったところですね、言いかえりゃですね。たまたま6月23日月曜日でございましたもんで、私はその道路を朝6時40分ごろ通ってるんですよ。この道路をですよ。その事故が起きるような、暗渠のふたが上に出てるということはありませんよ。この事故が起こってから、じゃあ、皆さん方は再発防止にはどのようになされたかどうかですよ。その道路に対してですよ。そのマンホールに対して再発防止。どのような措置をとられてるかどうか。

それから、この事故の状況については、全職員知ってますか。職員の周知徹底がなされてるかどうか。

今言うように、市道の方々にこの下水道のマンホールがありますよ。それを一々検査することはできないでしょうけれども、せつかく職員の方も自動車を使って来てありますから、こういう事故がありましたということで事故の内容を報告して、もし異常があれば、やはり情報収集をすべきであると思うんですよ。皆さん方が全ての道路を点検すること、それは不可能ですよ。そんな無理なことはされんと思いますけれども、職員の方々が自動車でお見えになってるから、その通行上のマンホール等に異常があるかどうか報告してもらうのは、そういう事後措置はとるべきであります、それがとられてるかどうか。

それから、この道路だけじゃありませんよ。国道でも同じこと。工事のときはそんなになかったけれども、年月の経過とともに、このマンホールで非常に大きい音が出る場所があるんですよ。これはどこが後は補修するわけですか、国道の場合。市が埋設してるから、市がやらなきゃならんのかですよ。あるいは、国道事務所がやらなきゃならんのか、その年限はどうなってるのか。つまり何年までは市の責任であるけれども、それ以降は国道事務所がやらなきゃならんかどうか、これらについて、資料あるいはデータがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） この事故が発生しましたことで、現場の修繕工事は実施しております。周辺約10メートルほどの舗装を剥いでの工事を実施してきておるところでございます。

それから、職員に対しての周知ということで、先ほども言いましたように、市の職員だけの管理は不可能ということですので、より多くの人にこういった管理をしていただくことが必要ですので、全職員に通勤途中のそういった異常があるところの報告、それから市内出張とか出た場合、そういった道路の管理をお願いしますということで、全職員にはおろしておるところでございます。

それから、国道のマンホールが出ておってから、いろんな異常な音がするとか、そういった状

況につきまして、何年間たったら市がする、それから国がするといったことについては、ちょっと今、私、知り得ておりませんので、後でまた報告させてください。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 職員には周知したということですが、文書で周知ですか。それとも口頭ですか。非常に大変なことなんです。市の管理責任が問われるような事案が発生してるんですから、こういうものについては、文書できちっと職員に周知徹底をしなきゃ、口頭でどんだけ周知してるかわかりませんけれども、いつやられてるかどうか。職員に対する周知徹底ですね。これはやっぱり事故の内容を周知しないことには、職員もこんな事故が起こってるとはわかりませんよ。下水道のマンホールが浮き上がっていったって、そんなばかなことはないでしょうが。それで、舗装はやり直したということですから、後で見に行ってみますけれども、やはりそういう箇所があったら早急にあってないと、また次の事故が起こってまいりますよ。

あの道路というのは、以前もありましたでしょう。福富小学校の北側で草刈りをしよって、石が飛んで損害賠償、その道路なんです、これは。その道路、延長線なんです。まして、あのときも福富の方だったでしょう、事故に遭われたというのはですよ。したがって市道においては、特に市の管理責任というのが問われます。これについては徹底してもらわなきゃなりません。

それから、スピードを出しておったということですが、あの道路は、確かに大谷川を渡ったときに若干ジャンプしますよ。スピードが出とったらジャンプします。ところがスピードが出てなかったら、そんなにジャンプするような道路じゃありませんよ。むしろスピードが出とったら、そのマンホールを飛び越えてジャンプするくらいにはありますよ。あの大谷川が上がってますからね、道路上ですよ。しかし、こういう、「マンホールが道路面より盛り上がっていた」、このような表現が、私は正しいかどうかということなんです。盛り上がってないというわけでしょう。「盛り上がった」という用語を使ってありますが、「盛り上がった」というのは、どのくらい上がった場合に盛り上がったというんですか。皆さん方は原因の究明、やってないでしょう。本当の原因究明というのをですよ。自動車を走らせて、そこを通ってみたんですか、実際にですよ。40キロ、あるいは50キロ、60キロですよ。原因究明を全くやらないまま、「道路面より盛り上がっていた」という表現を使ってありますけども、これは不適當だと思いますよ。じゃあ、どのくらい盛り上がったかという表現できんでしょう。二、三センチぐらい、そういうのは盛り上がったになりませんよ。まして、バンパーと地面までは、少なくとも18センチぐらいの間隔がないとだめなんです。そのバンパーが、エンジンのオイルパンを打ち破るというようなことは、到底普通では考えられん。よほどスピードが出とったんじゃないかと思えますけれども、原因究明はどのようにしてやられてるかどうか、それについて、いま一度お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 職員の周知につきましては、毎月2回、管理職会議を開催しております。その中で、私のほうから全管理職のほうに、その周知徹底をお願いしますということで、口頭でおろしております。各管理職は、また職場に帰って、言葉でそういった注意をしてくださいという、言葉での通達ということで実施をしております。

それから、現場の関係ですけれども、実際何キロスピードを出してどうだったかとか、そういったテストは、私たちは行っておりませんが、実際この「盛り上がっている」ということですが、先ほども話しましたように、アスファルトとふたが出ておる分については二、三センチ、全般的な舗装が山形に上がっているといったような状況で、私もそれで一番下から一番上までどのくらい上がっているかというのにつきましては調べておりません。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 1点だけ。

それは、改造してなかったですか、その車。それ、1台だけでしょう。そこでそれだけ盛り上がりがあって、腹こすつたと自分たちは言うばってん、車は調べたんですか。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 修繕会社のほうに問い合わせをしまして、車検も通っているということですので、改造ではなかったと考えられます。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） ということは、実際は見えない、もう、保険会社に任せとったということですか。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 担当のほうで車は確認しております。事故の車体下部を見て、そういう傷がついてると。進行方向に沿った形で傷のラインが確認された。車体の傷と整合性があるということで、因果関係が認められたということで、保険会社にその状況を報告して損害賠償の対処をしております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第8号の報告を終わります。

ここで皆さんにお諮りしたいと思います。本日は、日程第23まで予定をしております。もう、12時過ぎておりますが、このまま引き続き審査を続けたいと思います。御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） じゃあ、そのまま続けます。

---

**日程第12. 議案第51号**

○議長（岩佐 達郎君） 日程第12、議案第51号平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 補正予算書の41ページをお願いいたします。

議案第51号平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ903万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,030万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月4日提出。うきは市長高木典雄。47ページをお願いいたします。

歳入、3款2項1目財政調整交付金、補正額100万円、補正後の額3億3,465万4,000円。これは、国保システム改修に伴う国からの特別調整交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

10款1項1目繰越金。平成25年度国民健康保険会計の収支残額が803万7,294円でしたので、当初予算額1,000円を控除した額803万6,000円を繰越金として補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費13節委託料135万円の増額補正です。これは、高額療養費の自己負担額限度額の見直しにより、国保システム改修の委託料でございます。平成27年1月1日からの施行となりますので、それまでに改修が必要でございます。

次のページをお願いいたします。

12款1項1目予備費、補正額768万6,000円につきましては、歳入歳出を同額とするため、予備費として調整したものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第51号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は可決することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第52号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第13、議案第52号平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 補正予算書の51ページをお願いします。

議案第52号平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,764万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月4日提出。うきは市長高木典雄。57ページをお願いいたします。

歳入、4款1項1目繰越金、補正額5万円。平成25年度後期高齢者医療事業特別会計の収支残額が5万1,688円でしたので、当初予算の1,000円を差し引き5万円の繰越金として補正をするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出、3款2項1目一般会計繰出金、補正額5万円。前年の繰越金を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第52号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は可決することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第53号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、議案第53号平成26年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 議案第53号平成26年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度うきは市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,257万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月4日。うきは市長高木典雄。

内容につきましては、65ページ。歳入、繰越金43万6,000円。内容、前年度繰越金。歳出、予備費、同額43万6,000円。補正額です。  
以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 議案第54号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、議案第54号平成26年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（中嶋 吾郎君） 議案第54号平成26年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,598万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月4日提出。うきは市長高木典雄。73ページをおあけください。

4款1項1目繰越金でございます。補正額361万7,000円。25年度の収支の確定による補正でございます。

74ページ、予備費におきまして調整をいたしております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第54号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は可決することに決しました。

---

#### 日程第16. 議案第55号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、議案第55号平成26年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 補正予算書の75ページをお願いいたします。

議案第55号平成26年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度うきは市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,729万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月4日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、81ページをお願いいたします。

歳入、4款1項1目繰越金、1節前年度繰越金24万円の増額補正です。内容としましては、前年度繰越金額の確定によります補正でございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

歳出、3款1項1目予備費24万円の増額補正です。財源調整によります補正でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第55号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は可決することに決しました。

---

### 日程第17. 議案第56号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第17、議案第56号平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 補正予算書の83ページをお願いいたします。

議案第56号平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ382万

3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,819万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成26年9月4日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、87ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正ですけれども、下水道事業の変更により、当初1億8,440万円の借入額を240万円減額し1億8,200万円に補正をするものです。起債の方法、利率及び償還の方法は、変更はございません。

続いて、91ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目下水道費国庫補助金、1節下水道費補助金57万5,000円の減額補正です。社会資本整備総合交付金、下水道事業補助金の交付決定によります減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目1節一般会計繰入金1,900万円の増額補正です。理由としましては、この後説明いたしますが、前年度繰越金確定により減額となったため、その不足分を増額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金1,984万8,000円の減額補正です。前年度繰越金額の確定によります補正でございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目1節下水道事業債240万円の減額補正です。理由としましては、国庫補助金の減額に伴い、事業を縮小することから減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、2款1項1目公共下水道建設費、15節工事請負費315万円の減額補正です。理由としましては、社会資本整備総合交付金、下水道費国庫補助金の減額に伴い、工事縮小によります減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目予備費67万3,000円の減額補正です。財源調整による補正でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三太郎君） 95ページで315万円の減額であります。工事縮小という

ことですね。この工事縮小の内容はどういうことか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 26年度に下水道の管渠工事を実施する区域の中で、一部の区域をとりあえず今年度カットして、次年度やる工事の中で実施するといった方向で考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一部カットということですが、その担当区域にはもう、連絡しているわけですか。こういう理由によって、26年度は当然、実施予定でありましたけれども、国の補助金等が減額になったために27年度に繰り延べしますよというようなことは了解を得ているかどうかをお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 本議会で、この補正が決定すれば、該当地区のほうには回りまして、その事情を説明しまして、来年に回すということをお願いしていきたいというふうを考えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は可決することに決しました。

---

## 日程第18. 議案第57号



○議長（岩佐 達郎君） 日程第18、議案第57号平成26年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 補正予算書の99ページをお願いいたします。

議案第57号平成26年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,901万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月4日提出。うきは市長高木典雄。続いて、105ページをお願いいたします。

歳入、4款1項1目繰越金、1節前年度繰越金25万5,000円の減額補正です。前年度繰越金額の確定によります補正でございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目予備費25万5,000円の減額補正です。財源調整による補正でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第57号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は可決することに決し

ました。

---

### 日程第19. 議案第58号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第19、議案第58号平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 補正予算書の107ページをお願いいたします。

議案第58号平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,773万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月4日提出。うきは市長高木典雄。続いて、113ページをお願いいたします。

歳入、6款2項1目1節浄化槽整備基金繰入金60万円の減額補正です。理由としましては、基金の残高が予算に対して不足しているということから減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目繰越金、1節前年度繰越金27万3,000円の減額補正です。前年度繰越金額の確定によります補正となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出、4款1項1目予備費87万3,000円の減額補正です。財源調整によります補正でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第58号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決ま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は可決することに決しました。

---

### 日程第20. 議案第59号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第20、議案第59号財産の貸付についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 議案書のほう、7ページになりますけども、本件につきましては、旧自動車学校跡地における民間保育所整備におきまして、敷地の有効活用と幼老連携によるメリットを生かした保育所運営を実施するため、敷地内に介護つき有料老人ホームを整備する目的で、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 面積が8,760平方メートルということですから、これは旧自動車学校の跡地の面積になってありますけれども、そのうち2,329.70は、このように有料で貸し付けるということですが、残りは無償貸し付けになるかどうか、その辺お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 残りの保育所用地、この分に関しましては、うきは市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定に基づき、無償貸与ということでございます。

それから、老人ホームのほうも無償貸し付けでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1点確認させてください。

この貸し付けの期間、26年11月1日から平成43年3月31日まで、この期間についての考えの根拠といいますか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 貸し付けの期間でございます。

今回の平成26年度、福岡県の保育所等整備事業費補助金協議書を福岡県の子育て支援課に提出している関係の段階で、このことが通常、補助金の内示が2カ月かかります。それで10月下旬になる予定ですので、土地の貸借契約は保育所の整備が確実にならなければなりませんので、内示後の11月を予定しております。

それで、保育所の整備補助金は26年度分を翌年度に繰り越すため、27年3月に着工しなければなりません。3カ月程度の造成工事期間を考慮し、12月議会では間に合いませんので、この関係をしております。

それと、この関係は、一応貸付期間が保育所のほうの関係と絡みますので、28年4月1日から、その保育所及びこちらのほうの老人ホームの開設を予定いたしておりますので、このような、一応平成26年11月1日から、この分は、そうすると、あと15年という関係で、平成43年3月31日までというふうな期間でこの期間を設けているところでございます。

つまり、15年の期間というのが、28年4月1日から平成43年3月31日まで。それと、造成工事等がありますから、その前の期間も合わせて、ことしの11月1日から造成工事関係が出てきますから、そういう関係でしているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） わかりましたか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） もう、質問でわかっていると思うけど、意味が違う。15年だ、17年だという、その期間の根拠を聞いているんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 15年の根拠は、大体、普通財産の貸し付け、30年間の期間がありますけど、こちらのほうの関係、一応保育所の分は無償貸与期間を一旦15年と決めて、その後、再度更新をします。老人ホームの部分は、15年間は無償にいたしまして、その間は老人ホームの経営状況を見ながら、また更新するというので、この15年間。

それと、工事等の造成等にかかわりますもんですから、その前の2年間分、ことしの11月から28年3月31日まで、計の17年間がこの貸付期間というふうなことになります。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） よろしいんですけど、その普通貸し付けの30年を2分の1にしたということが、もう決まったんだと思って、この議案が出たんだと思いますが、これ、2分の1というのがどういうことなんだろうということなんですけど。それを期間が15年、準備期間も含めて17年ですけど、15年が基本になって、普通貸し付けは30年だけど、その2分の1にしましたということがどういうことだったんでしょうかということをお聞きしたかったん

です。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 今の関係、保育所のほうの絡み等も出てきます。一応30年という期間がありますけど、保育所のほう、やっぱり安定的経営を行っていただかなくてはならないということと、老人ホームの経営状況の関係も出てきますから、一応半分の15年間をめぐりして、15年、15年ということで考えていこうというふうなことで、このような2分の1というのが出てきております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は可決することに決しました。

---

#### 日程第21. 議案第64号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第21、議案第64号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（内山 勇君） 議案書の61ページをお願いします。議案の朗読は省略させていただきます。

次ページをお願いします。

うきは市税条例の一部を改正する条例。

うきは市税条例の一部を次のように改正する。第82条第2号イを次のように改める。

イ、小型特殊自動車、農耕作業用のもの、年額2,400円、その他のもの、年額5,900円。附則。

施行期日、1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置、2、改正後のうきは市税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

このたびの改正につきましては、平成26年度の地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に交付されました。これに伴い、うきは市税条例の一部を専決により改正しましたが、軽自動車税のうち、小型特殊自動車については保留としていました。小型特殊自動車については、地方税法では標準税率が定められておらず、条例で税率を決定することになっているため、近隣の改正状況や、他の軽自動車税の税率と均衡を失しないような見直しを行い、今回、税率を改正するものでございます。お手元に新旧対照表をお配りしております。あわせて御参照をお願いします。

今回の改正は、うきは市税条例第82条第2号イ小型特殊自動車の農耕作業用のものを1.5倍引き上げ2,400円に、その他のものを約1.25倍に引き上げ5,900円とするものでございます。近隣市町についても同じ税率で決定または決定の見込みであります。なお、農耕作業用のものとは、トラクター、コンバイン、エスエス、田植え機等、その他のものとは、フォークリフト等でございます。附則については、施行期日や経過措置等を規定しておるところでございますので、説明は省かせていただきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 来年の4月1日からの改正ですから、実際に課税されるのは来年の5月ということになりますけれども、対象車種の予定台数がわかってあつたら、現在数で結構でございますので、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 税務課長。

○税務課長（内山 勇君） 今年度の賦課した台数ということでお知らせしたいと思います。

農耕作業用のもので1,961台、その他のものとして59台、今年度は課税をしております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） お尋ねいたします。

現在の金額と税収と今後の税収で、どのくらいの差があるのかということをお尋ねしたいということと、これについて、現在で滞納額がどのくらいあるのか、それもお尋ねしたいという

ふうに思います。

先ほど対象台数を伺いましたが、対象となる世帯数というのはどのくらいあるのかもあわせてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 税務課長。

○税務課長（内山 勇君） 今回の税率改正をした場合、現行よりも約164万円ほど、この小型特殊自動車の分では増収というふうな見込みでございます。

現在の軽自動車における滞納額につきましては、現在、25年度決算時点では651万6,000円ほどになっております。

なお、世帯数については、台数把握ですので把握しておりません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。1番、岩淵議員。反対討論。

○議員（1番 岩淵 和明君） 前回の自動車税については、専決処分ということだったんでなかなかできなかったんですけども、改めて今回の条例について、先ほどちょっと聞きましたけど、滞納で25年度651万円って結構大きな額だなというふうに正直言って思います。

今回の対象となる小型だけの問題ではなくて、全体の問題だというふうに思いますけれども、そういう意味では、本来であれば経過的措置も含めて、今回の税の値上げそのものが大きいということですね。1.25倍とか1.5倍とかという、そういう意味では大きいということ。その原因となるのは、根本的には、政府の方針によるものではありますけれども、自治体として、やはりそれにかかる農業国でもあるわけですし、それから軽自動車に頼る比率も多いだろうというふうに思っております。そういう意味では、経過的措置も含めて、本来であれば一定の期間を要してすることも可能ではないかなというふうにも思います。そういう意味では、今回の軽自動車税に係る件については反対をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、反対の意見が出されましたけれども、税というのは、近隣市町村との均衡を保たなきゃなりません。

まして、今、お話がありましたように、1,921台が農耕作業用と。それから、59台がその他のものということですが、値上げの額については、今、お話にありましたように164万円程度の上昇ということでございます。したがって、ほかの自動車税等も改正になってあります、軽自動車についてはですよ。したがって、それと均衡を保つ、それから近隣の市町村との均衡を保つためには、当然この値上げは必要と思います。したがって、本条例に賛成をいたします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、議案第64号は可決することに決しました。

---

## 日程第22、議案第65号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第22、議案第65号うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案の朗読は省略させていただきます。64ページをお開き願います。

うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

第3号、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合であって、兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）がいるときは、その兄弟姉妹に対し、災害弔慰金を支給する。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

なお、この条例の上位法である国の改正は、平成23年7月にあっております。ことしの6月に開催されました市町村事務担当者研修会の中で、条例が改正されていない場合は早急に改正を行うように指導がっております。その件で確認を行った結果、改正を行っていないことがわか



りましたので、今回の改正というふうになっております。

さらに、このことにより不利益を受けた者があるかどうかをさかのぼって確認いたしました。24年に起こりました九州北部豪雨を含めまして、その該当者がいなかったことをあわせてここに報告いたしたいと思っております。このように条例改正がおくれて、今後このようなことが起こらないよう、十分注意してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第65号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は可決することに決しました。

---

### 日程第23. 請願の委員会付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第23、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定により所管の委員会に付託します。

ここで、先ほど報告第7号、うきはの里株式会社の江藤議員からの質疑で、後で回答しますということで申しておりました。そこで、企画課長より回答の申し出がっておりますので、これを許可します。企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 済みません、先ほど後ほど回答と申し上げておりました書類の中で9ページですね。9ページ、繰越利益剰余金と、10ページの税引き前当期純利益金額が合わな

いがという御質問があったかと思えます。

結論を申し上げますと、この金額は合わないものでございます。理由につきましては、この9ページ、繰越利益剰余金というものが、先ほど私が14ページのほうでちょっと時間を割いて説明させていただきました金額になっておりまして、こちらは過去からの累積の金額となっております。今限りではなく、過去からの累積の金額となっております。

続きまして、御指摘の10ページの税引前当期純利益金額というものは当期、当期と申しますのは平成25年度の1年間の利益を指しておるものですので、そもそもが一致するような金額のものではないことを御報告させていただきます。

以上です。

---

○議長（岩佐 達郎君） それでは、以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす9月5日から9月7日までは休会とし、9月8日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時56分散会

---